

北海学園大学大学院内部進学者授業料減額制度

大学進学を希望している本学の学生に対し、経済的支援を行うことで進学の後押しをすることを目的として、授業料の減額（50％）をする制度となります。

1. 対象者

北海学園大学及び北海商科大学を卒業し、本学大学院修士課程に入学した者となります。
※大学院学則第 25 条による特例学生（社会人制度）を除きます。

2. 減額率

授業料（年額）及び教育充実費の 50％となります（実験実習費は対象外）。

3. 減額期間

入学から修了までの期間のうち 2 年間分（授業料納期 4 期分）が減額対象期間となります。ただし、修了延期や休学などで標準修業年限を超過して在学する期間は授業料減額となりません。

4. その他

減額の措置を受けた者は、北海学園奨学生規程及び北海学園大学同窓会奨学支援規程に定める奨学金を受給することができませんのでご注意ください。